

埼玉県農地中間管理機構運営事業補助金交付要綱

平成26年4月 1日決裁

最終改正 令和 5年6月15日

(趣旨)

第1条 県は、農業の競争力強化のために不可欠な農業構造の改革と生産コストの削減を図るため、埼玉県農地中間管理機構運営事業実施要領（平成26年4月1日決裁）に基づき、農地の中間的受け皿となる農地中間管理機構（以下「機構」とする。）が行う担い手への農地集積と集約化等の農地中間管理事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

- 2 前項の補助金交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象経費)

第2条 前条に規定する経費及びこれらに対する補助率は、別表第1に定めるとおりとする。

(申請書の様式等)

第3条 規則第4条第1項の様式は、別紙様式第1号のとおりとする。

- 2 前項の申請書の提出期限は、毎年度定め、補助金の交付の申請をしようとするものに対して通知するものとする。
- 3 申請書の提出に当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額がある場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において、事業費に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない事業主体に係る部分については、この限りではない。

(交付申請書の添付書類)

第4条 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に関する書類の添付は要しない。

- 2 規則第4条第2項第5号に規定する知事が定める事項に係る添付書類は、別表第2に掲げるとおりとする。

(軽微な変更)

第5条 規則第6条第1項第1号に規定する知事が定める軽微な変更は、別表第1の承認を要する計画変更欄に掲げる変更以外の変更とする。

(交付決定通知書の様式)

第6条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、別紙様式第2号のとおりとする。

(計画変更等の承認手続き)

第7条 機構は、規則第6条第1項第1号の規定により知事の承認を受けようとする場合は別紙様式第3号の承認申請書を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第8条 機構は、補助金の交付決定通知があった年度の第2四半期及び第3四半期の末日現在における補助事業の遂行の状況について、別紙様式第4号の遂行状況報告書を作成し、当該四半期の最終月の翌月10日までに知事に提出しなければならない。

2 前項に定める場合のほか機構は知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について当該要求に係る書面で知事に報告しなければならない。

(実績報告書の様式等)

第9条 規則第13条の報告書の様式は、別紙様式第5号のとおりとする。

2 前項の報告書の提出期限は、補助事業の完了（補助事業の廃止及び補助事業年度の完了の場合を含む。）後1か月を経過した日又は3月末日のいずれか早い日（補助金の全額が前金払又は概算払いにより交付された場合は、翌年度の4月末日）とする。

3 第3条第3項のただし書きに該当した事業主体については、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金から減額して報告しなければならない。

(実績報告書の添付書類)

第10条 規則第13条の報告書には、別表第2に掲げる書類を添付しなければならない。

(補助金の額の確定通知)

第11条 規則第14条の規定による補助金の額の確定通知書は、別紙様式第6号により行うものとする。

(補助金の支払い)

第12条 知事は、農地中間管理事業の円滑な実施を図るため、必要があると認めるときは、交付決定額を限度として補助金の概算払いをすることができる。

(返還)

第13条 第9条に定める報告を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により、助成費に係る消費税等仕入控除額が確定した場合には、その金額を別紙様式第7号により、速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(書類の整備等)

第14条 機構は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項の帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

附 則

1 この要綱は、平成26年度の補助金から適用する。

附 則

1 この要綱は、令和3年度の補助金から適用する。

附 則

1 この要綱は、令和4年度の補助金から適用する。

附 則

1 この要綱は、令和5年度の補助金から適用する。

別表第1（第1条、第2条、第5条）

経 費	補助率	知事の承認を要する計画変更	
		経費の配分変更	事業の内容変更
1 借受農地管理等事業			
<p>担い手への農地の集積・集約化を促進するため、機構が行う農地中間管理権を有する農用地等の保全管理等に要する経費。</p> <p>(1) 賃料</p> <p>機構が農地中間管理権を有する農用地に係る支出額から収入額（機構が借り受けた後に条件整備が行われた農地に係る賃料上昇分を除く。）を控除した額。</p> <p>ただし、機構から転貸を受けた受け手から賃料の全部又は一部を受け取ることができなかった場合の経費は原則対象としない。（受け手が行方不明になっているなどやむを得ない理由により受け手から徴収できなかった場合の経費は対象とする。）</p> <p>また、新規就農者向けの研修用農用地等については機構が研修用として借り受けてから機構が研修を実施している間の期間（新規就農者等へ貸し付けた後の期間は除く。）、新規就農者向けの就農用農用地等については機構が就農用として借り受けてから新規就農者へ貸し付けるまでの期間の賃料を対象とする。</p> <p>(2) 保全管理経費</p> <p>機構が農地中間管理権を有する農用地等であって、機構が受け手に貸し付けていない農用地等の保全管理に要する経費。</p> <p>ア 管理経費</p> <p>耕起、除草、防除等に要する機械の借入料、光熱動力費、薬剤費その他資材費、</p>	定額	経費の欄に掲げる1の事業と2の事業の相互間における経費の30%を超える増減	事業実施主体の変更 事業の新設 又は廃止 経費の30%を超える増減

	<p>雇用労賃、委託費及び支障物の撤去費。</p> <p>ただし、支障物の撤去費は、受け手が 行方不明になっているなどやむを得ない 理由により、支障物を撤去するために必 要な手続等を行った上で、機構が撤去し なければならない場合に限る。</p> <p>イ 土地改良区等から徴収される賦課金等 土地改良区から徴収される賦課金、水 利組合等から徴収される水利費。（滞納 金及び機構が貸し付けた後の期間に係る 賦課金等は補助の対象外。）</p> <p>ウ 共同出役に代えて支払う金銭 地域の農地、水利施設等の維持のため の共同出役に代えて支払う金銭及び出役 を委託する場合はその委託費。</p> <p>(3) 研修用の農業用ハウスに係る経費 機構が農地中間管理権を有する農用地 等に設置されたものであって、機構自ら が行う新規就農者向けの研修事業に活用 する農業用ハウスの設置時に要する資材 及び設置費。</p> <p>ただし、機構が研修を実施した後に、 新規就農者等に貸し出す農業用ハウスに 係る当該経費は対象としない。</p>			
2	<p>農地中間管理事業等推進事業</p> <p>農地中間管理事業を開始するための事務手続 きに要する経費、促進計画の作成、評価委員会 の開催、委託契約業務、相談窓口業務等の機構 の運営活動に要する経費及び業務委託費。</p>	<p>定額</p>	<p>経費の欄に 掲げる1の 事業と2の 事業の相互 間における 経費の30% を超える増 減</p>	<p>事業実施主 体の変更 事業の新設 又は廃止 経費の30% を超える増 減</p>

別表第2（第4条、第10条関係）

1 交付申請書

事業区分	添付資料
1 借受農地管理等事業	(1) 定款
2 農地中間管理事業等推進事業	

2 実績報告書

事業区分	添付資料
1 借受農地管理等事業	(1) 定款（交付申請時と変更がない場合は不要） (2) 各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料、又は帳簿等の写し
2 農地中間管理事業等推進事業	

様式第1号（第3条関係）

令和 年度埼玉県農地中間管理機構運営事業補助金交付申請書

番 号
年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

住 所
名 称
氏 名

下記により令和 年度埼玉県農地中間管理機構運営事業補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続き等に関する規則第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請(又は決定)額 円

2 事業の目的

3 事業の内容

別添の事業実施計画書(又は事業完了報告書)のとおり。

(注) 埼玉県農地中間管理機構運営事業実施要領第3により機構が作成する事業実施計画書(又は同要領第5により機構が作成する事業完了報告書)を添付すること。

4 経費の配分

区 分	総事業費	負 担 区 分		備 考
		県費補助金	その他	
1 借受農地管理等事業	円	円	円	
(1)賃料				
(2)保全管理経費				
(3)研修用の農業用ハウスに係る経費				
2 農地中間管理事業等推進事業				
計				

5 事業完了(予定)年月日
 令和 年 月 日

6 収支予算(精算)

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
1 県費補助金	円	円	円	円	
2 その他					
計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
1 借受農地管理等事業	円	円	円	円	
(1)賃料					
(2)保全管理経費					
(3)研修用の農業用ハウスに係る経費					
2 農地中間管理事業等推進事業					
計					

7 添付資料

- ・補助金の交付に係る規程その他参考資料
- ・事業を委託して実施する場合は、委託契約の締結に係る実施要領及び委託契約書の写し（実績報告書の場合に限る。）

令和 年度埼玉県農地中間管理機構運営事業補助金交付決定通知書

番 号
年 月 日

様

埼玉県知事

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった令和 年度埼玉県農地中間管理機構運営事業（〇〇事業）については、下記のとおり交付する。

記

1 事業の内容

この補助金の交付の対象となる事業の内容は、申請書の対象事業の内容に記載されたとおりとする。

2 補助金の額

補助金の交付額は次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助金額 金 円

3 支払方法

4 経費の配分

事業費補助金については、申請書の経費の配分及び負担区分に記載されたとおりとする。

5 補助事業者の責務

補助事業者は、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号）のほか補助金等に係る予算執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、同法施行令（昭和30年政令第255号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林水産省令第18号）、農地集積・集約化等対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）、農地集積・集約化等対策事業費補助金交付要綱（平成26年2月6日付け25経営第3140号農林水産事務次官依命通知）、埼玉県農地中間管理機構運営事業実施要領（平成26年4月1日決裁）、埼玉県農地中間管理機構運営事業補助金交付要綱（平成26年4月1日決裁）に定めるところに従わなければならない。

6 条 件

(1) 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。

- (2) 補助事業者は、埼玉県農地中間管理機構事業補助金交付要綱第5条に規定する軽微な変更以外の変更をする場合には、知事の承認を得なければならない。
- (3) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は、補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告して、その指示を受けること。
- (4) 5又は県の付した条件に違反した場合は、補助金の全部又は一部を返還させることがある。
- (5) 補助事業者は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出について、証拠書類を当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から、5年間保管しなければならない。
ただし、補助事業により取得し、又は、効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管しなければならない。
- (6) 補助事業者は、実績報告書を提出するに当たって、各事業主体の当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額があり、かつ、その総額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- (7) 補助事業者は、実績報告書を提出後に消費税及び地方消費税の申告により各事業主体の当該補助金に係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額を速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(注) 上記5の項目については、当該交付決定に該当する部分を記載する。

様式第3号（第7条関係）

令和 年度埼玉県農地中間管理機構運営事業補助金計画変更承認申請書

番 号
年 月 日

(あて先)
埼 玉 県 知 事

氏 名

令和 年 月 日付け第 号で補助金交付決定のあった令和 年度埼玉県農地中間管理機構運営事業の計画変更について、下記理由により承認を受けたいので関係書類を添えて、申請します。

記

1 変更の理由

2 計画変更の内容

(注) 補助金交付申請書に準じて、変更前と変更後の内容が対比できるように作成すること。

様式第4号 (第8条関係)

令和 年度埼玉県農地中間管理機構運営事業遂行状況報告書

番 号
年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

氏 名

令和 年 月 日付け第 号で補助金交付決定のあった令和 年度埼玉県農地中間管理機構運営事業について、補助金の交付手続き等に関する規則第11条の規定により、下記のとおり事業の遂行状況を報告します。

記

区 分	計画事業費 (A)	出来高事業費 (B)	進捗率 (B)/(A)	残高事業費
1 借受農地管理等事業	円	円	%	円
(1)賃料				
(2)保全管理経費				
(3)研修用の農業用ハウスに係る経費				
2 農地中間管理事業等推進事業				
計				

様式第5号（第9条関係）

令和 年度埼玉県農地中間管理機構運営事業補助金実績報告書

番 号
年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

氏 名

令和 年 月 日付け第 号で補助金交付決定のあった令和 年度埼玉県農地中間管理機構運営事業が完了したので、補助金等の交付手続等に関する規則第13条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

(注) 様式第1号の記に準じて記載すること。

様式第6号（第11条関係）

令和 年度埼玉県農地中間管理機構運営事業補助金交付額確定通知書

番 号
年 月 日

様

埼玉県知事

令和 年 月 日付け第 号で補助金交付決定通知をした令和 年度埼玉県農地中間管理機構運営事業補助金については、令和 年 月 日付け 第 号で提出のあった実績報告等に基づき、下記のとおりその額を確定したので、補助金等の交付手続等に関する規則第14条の規定により通知する。

記

- | | | | |
|---|----------|---|---|
| 1 | 補助金交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 補助金交付確定額 | 金 | 円 |

様式第7号（第13条関係）

令和 年度消費税等仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

氏 名

令和 年 月 日付け第 号で補助金交付決定のあった令和 年度埼玉県農地中間管理機構
運営事業補助金について、埼玉県農地中間管理機構運営事業補助金交付要綱第13条の規定に基づき
下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|---|--|---|
| 1 | 埼玉県農地中間管理機構運営事業補助金交付要綱第11条に基づく確定額
(令和 年 月 日付け 第 号による額の確定通知) | |
| | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の確定時に減額した消費税等仕入控除税額 | |
| | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税等仕入控除税額 | |
| | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額 (3 - 2) | |
| | 金 | 円 |

注：参考となる資料を添付すること。